

石川県コミュニケーション基盤に係る
構築及び運用業務委託

企画提案募集要領

令和6年3月

石川県総務部デジタル推進課

目次

1	企画提案を求める背景と目的	1
2	企画提案の概要	1
	(1) 契約予定期間	1
	(2) 業務内容	1
	(3) 提案上限額	1
	(4) 納入場所	1
	(5) スケジュール	1
3	企画提案への参加	2
	(1) 資格要件	2
	(2) 質問事項について	2
	(3) 参加申請について	3
	(4) 企画提案書の提出	3
	(5) プレゼンテーション	4
	(6) 評価及び選定	5
	(7) 契約手続き	5
4	注意事項	5
	(1) その他	5
5	担当部署	6

1 企画提案を求める背景と目的

石川県では、「幸福度日本一に向けた石川の未来の創造」を目指し、県民サービスの向上をはかるため、組織内の情報共有を促進による生産性の向上、民間等との共創の推進に取り組む。また、デジタル化の加速などによる社会の急激な変化にも適応できる柔軟な組織を目指す。

そのため、庁内ネットワーク環境を総務省の示す α モデルから β モデルへの移行にあわせ、業務の基盤となるコミュニケーション基盤の構築、運用、保守等に関し、企画提案を求めるものである。

なお、事業者には、高度な知見を活かし、高い安全性と利便性を確保した基盤の構築とともに、県庁のデジタル化を強力に推進するための支援を求める。

2 企画提案の概要

(1) 契約予定期間

契約締結日から令和12年3月31日（年度毎に更新予定）

(2) 業務内容

コミュニケーション基盤の構築及び運用（以下「本業務」という。）

詳細は、「石川県石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案上限額

令和6年度 264,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

令和7～11年度 957,000千円〔5年総額、ただし年額は平準化した額とする。（消費税及び地方消費税含む。）〕

※ 提案上限額に係る注意点

- ・ 積算は、できるだけ細かく費目を分けて記載すること。
- ・ 提案上限額には、システム構築費用、2（1）に示す期間における賃貸借・保守費用等、本業務に係る一切の費用（消費税及び地方消費税、リース料率含む）を含む。
- ・ 提案上限額を超える提案総額を提示した参加者は失格とする。
- ・ 提案金額は、消費税及び地方消費税の額（見積金額に100分の10を乗じて得た額。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積金額に加算して合計金額を示すこと。
- ・ 受託候補者選定後、本企画提案において提示された提案総額の内容及び金額を再度精査し、契約金額を決定する。

(4) 納入場所

「仕様書」による。

(5) スケジュール

令和6年3月26日（火）から：公示、企画提案 募集 要領等の配布開始

4月10日（水）まで：質問書の提出期限

4月19日（金）まで：企画提案参加申込書の提出期限

4月25日（木）まで：参加資格確認結果の通知

- 5月 8日（水）まで：企画提案書の提出期限
5月10日（金）まで：審査会の実施日時の通知
5月下旬予定：プレゼンテーションの実施
6月上旬以降：受託候補者選定結果の通知、契約の締結

3 企画提案への参加

(1) 資格要件

企画提案に参加しようとする者は、次の①から⑦までの条件をすべて満たすこと。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、代表者及び構成員は以下①から⑥に示す要件をすべて満たし、⑦について代表者または構成員のいずれかが要件をすべて満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- ③ 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑥ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- ⑦ 令和元年度以降に、都道府県、政令指定市におけるMicrosoft 365によるグループウェアの構築及び運用保守業務の実績を有すること。

(2) 質問事項について

本調達に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ・ 「質問書（様式1号）」に記載の上、電子メールにより「5 担当部署」に提出すること。
- ・ 電子メールの件名は「石川県コミュニケーション基盤に係る質問 会社名（質問日）」とすること。
- ・ 質問受付期限：令和6年4月10日（水）午後5時
- ・ 質問及び回答は、令和6年4月17日（水）までに以下の石川県のホームページに掲載する。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/security/202403-proposal.html>

(3) 参加申請について

企画提案に参加しようとする者は、提出期限までに次のとおり申請すること。

① 提出書類

- ・ 参加申請書（様式2）
- ・ 提案者概要（様式3）
- ・ 参加資格要件としている業務実績等が確認できる書類（契約書の写し等）
共同企業体で参加を希望する者は、上記に加えて次の様式を提出期限までに提出すること。
- ・ 共同企業体届出書（様式2-1）
- ・ 共同企業体協定書（様式2-2）

② 提出期限

- ・ 令和6年4月19日（金）午後5時

③ 提出方法

- ・ 電子メールにより「5 担当部署」に提出すること。提出期限内必着とする。
- ・ 電子メールの件名は「石川県庁コミュニケーション基盤構築及び運用業務入札参加申請」とすること。

④ 参加資格の確認及び通知

- ・ 参加資格の確認については、参加申込手続き書類の提出期限をもって行うものとし、資格の有無（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）を令和6年4月25日（木）までに通知する。
なお、参加資格を認めた場合であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

⑤ 辞退

- ・ 参加申込書を提出した者が、本企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を速やかに提出すること。

(4) 企画提案書の提出

① 企画提案書の規格

- ・ 縦横比16：9、頁数は、表紙及び目次を含め100ページ以内（適合証明書は除く）とする。
- ・ 本調達にあたり、業務の再委託を予定している場合は、再委託に関する事項を必ず説明すること。
- ・ 提案書の1ページ目は表紙とし、次の内容を記述すること。

 標題として「石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託 企画提案書」を記述すること。

 提案者名を記名すること。

 日付は、令和6年5月8日を記述すること。

② 企画提案書の記載内容

- ・ 提案書は「提案書評価基準（様式8）」の評価項目の大項目「1 本業務の趣旨・目的」から「4 その他」までの順序構成により作成すること。
- ・ 提案書の記載にあたっては、貴社の提案内容がわかるよう、考え方や根拠、理由等を具体的に記述すること。

- ・仕様書の要件を満たさない事項がある場合は、失格となる場合がある。
- ・略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- ・「提案書評価基準（様式8）」の「記述項目一覧」の内容について必ず記載すること。

③ 企画提案書（要約版）の提出

- ・提案書を要約した内容を記載すること。なお、記載にあたっては提案した内容に漏れ等がないよう留意すること。
- ・縦横比16：9、30ページ以内（適合証明書は除く）
- ・提案書（要約版）の1ページ目は表紙とし、次の内容を記述すること。
 - ・ 標題として「石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託 企画提案書（要約版）」を記述すること。
 - ・ 提案者名を記名すること。
 - ・ 日付は、令和6年5月8日を記述すること。

④ 見積表

- ・本調達及び提案に係る費用を「見積表（様式5）」、「ハードウェア・ソフトウェア明細一覧①（様式6-1）」の形式に従い提出すること。
- ・電子データにより提出すること。
- ・ハードウェア及びソフトウェアについては、調達仕様書及び「機能要件対応表（様式7）」の要件を勘案し、メーカー名、製品名、型名、数量、用途及び性能等を記載すること。
- ・サーバ統合基盤で払い出しが必要なリソース(CPUコア数、メモリ数、ディスク数等)について、「ハードウェア・ソフトウェア明細一覧②（様式6-2）」に具体的に記述すること。

⑤ 機能要件対応表

- ・本調達における機能要件に対して、実現可否を記載すること。また、実現にあたり想定するソリューション、実現方法を具体的に「機能要件対応表（様式7）」記載すること。
- ・必要に応じて、機能要件を保証するための適合証明を添付すること。
- ・電子データにより提出すること。

⑥ その他

- ・1者1提案とする。
- ・電子データ1部（Microsoft Office形式または、pdf形式）とする。
- ・企画提案書及び、企画提案書（要約版）を確認し、内容等について問い合わせや追加資料の提示を求めることがある。また、追加資料を特定の提案者に限り求める場合もあるが、その提案者を優位又は劣位に取り扱うということではなく、公正な比較評価を行うためのものである。

（5）プレゼンテーション

企画提案書を提出した者に対し、提案した内容等についてプレゼンテーションを求める。

① 実施予定日時

令和6年5月下旬

② 実施場所

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県行政庁舎

③ 実施方法

各提案者の持ち時間は 30 分とし、企画提案書の説明を受けた後、審査員による質疑を行う。

④ その他

- ・プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書及び企画提案書(要約版)とし、その他の資料の使用は、原則認めない。
- ・プレゼンテーションには、受託した場合に業務を主として担当する者が出席すること。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター、スクリーンについては、石川県において準備する。
- ・その他必要な機材については、提案者が準備すること。
- ・プレゼンテーションは、非公開で行うものとする。
- ・リモートでの実施も可とする。

(6) 評価及び選定

- ・受託候補者の選定にあたっては、石川県コミュニケーション基盤に係る構築・運用保守業務委託プロポーザル委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。
- ・評価については、「提案書評価基準(様式8)」を参照すること。
- ・最も優秀な提案をした者と契約内容を協議の上、契約を結ぶ。
- ・審査結果については、審査終了後に速やかに各提案者に対して個別に通知する。

(7) 契約手続き

- ・契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

4 注意事項

(1) その他

- ・本提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- ・本調達について疑義がある場合は、当該実施要領に定める質問書により質問すること。
契約予定者の選定後における調達仕様書の解釈は、石川県によるものとする。
- ・本提案に参加することで知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- ・選定された受託候補者が参加資格を満たしていない場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・提出された書類等の機密保持には、十分に配慮する。
- ・本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律、その関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うもの

とする。

5 担当部署

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ

電話：076-225-1322

E-Mail：e120300@pref.ishikawa.lg.jp